

中国対日強硬政策の一考察

——一九五八年日中関係断絶後中国対日政策の変化をめぐって——

王 偉 彬

はじめに

戦後、中国の対日政策が、時に強硬な姿勢で現れてきた。岸政権批判、佐藤政権批判、教科書改訂問題などはその対日強硬政策の例である。中でも、一九五八年の岸政権への強硬政策は比較的強烈なものであった。ここで、中国の岸政権への強硬政策を例として、その中国対日強硬政策の方針、中身及び背景等を検討したい。この問題の検討は、戦後中国の対日政策の全貌への理解に有益である。

一九五八年五月二日の長崎「国旗事件」(中国物品展示会場の中国国旗が一人の男に引き下ろされ、日本政府は中国を承認していないから国旗損壊にあたらないう解釈で、逮捕された男を即日釈放し、中国外交部長の厳しい批判を買った事件)をきっかけに、中国は、五〇年代初期以来積極的に進めてきた「積み上げ方式」の対日柔軟政策を中止し、一転して次のような強硬政策をとった。(1) 岸政権に対し「闘争」の立場をとり、貿易、文化及びその他すべての民間交流を中止すること、(2) 岸

政権批判のキャンペーンを展開すること、(3) 両国関係再開の条件として「政治三原則」を打ち出し、岸政権と妥協しない姿勢をとること、などである。

中国は、この時点において、なぜこのような強硬的な対日政策をとったのであろうか。中国の岸政権批判は何を目的とし、また、中国と貿易している日本側の多くの友好商社が両国関係の断絶により苦しい状況に陥った場合、中国はなぜ両国関係の再開を考慮せず、日本側がほとんど受け入れる可能性のなかった「政治三原則」を示し、柔軟な対日政策をとらなかつたのであろうか。これらの問題は多くの研究によって絶えず言及されたが、しかし、これらの問題の要因、目的及びその背景などは実際にはまだ十分に検討されてはいない。本稿では、これらの問題の検討を通し、両国関係断絶以後中国対日政策の変化をめぐる諸問題の解明を試みたい。

一 「積み上げ方式」の中止

1. 対日民間交流の断絶

一九五八年五月日中関係断絶までは、中国は「積み上げ方式」の民間交流を通じて日中関係を国交正常化の方向へ少しずつ進めようとした。中国の目的は、第三次民間貿易協定調印時に鳩山内閣の「支持と協力」を獲得した成果を踏まえ、第四次民間貿易協定に双方の通商代表部の設置と代表部に外交待遇を与えることを通し、更に両国政府間の関係を繋ぎあげようとしたものである。しかし、一九五八年四月、日本政府の通商代表部に外交特権を与えない旨の談話の発表によって、今まで進んできた「積み上げ方式」の民間交流はすでに無意味のものになってしまった。更に、長崎国旗事件等の問題を加え、中国は初めて「積み上げ方式」という民間交流の限界を認識した。故に、中国は現行の国交正常化を目的とし

た「積み上げ方式」の対日政策を変更、両国間のすべての民間交流を中止、そして「反共」、「反中国」的な岸政権へ「打撃」を加えようとしたのであった。

「積み上げ方式」の民間交流の中止は、一九五八年五月一〇日から始まった。この日、対日輸出許可書の発行が中止された。そして、東京で鉄鋼取り引き契約交渉中の中国五金輸出入会社と中国鉞産会社が、その交渉を中止し中国へ引き上げた。それに続いて、三〇日、中国国際貿易促進委員会は、特別の許可なく上海、大連、天津、秦皇島港への日本商船の入港を禁止するという通知を日本の日中貿易促進会に送った。それに加えて、中国は、外輪会社の日本商船の長期代理業務の停止（六月三日）、日中民間漁業協定の更新拒否（二一日）、名古屋、福岡の中国商品展の中止（一八日）などの通知をそれぞれ日本側の関係団体に発送した。そして、日中交流の中止は文化、スポーツ等の面にも広げられた。例えば、中国婦人代表団の訪日の延期（二七日）、一九五八年の予定されたすべてのスポーツ交流中止の通知が日本体育協会にも送られた（六月三日）。

この時点から、中国より日本への訪問者は一九六〇年二月までに一人もなく、それ以降、文化、スポーツ等の交流のための訪日団があったが、経済分野での日本への訪問者は一九六二年一月まで一人もいなかった。⁽¹⁾

日中両国間経済貿易の取引は両国関係断絶以後、急に減少した。一九五七年の日中貿易総額は一億一四七三万米ドルであったが、五八年は八〇六五万米ドルに減少し、五九年はほぼゼロになった。⁽²⁾

こうして、中国は経済貿易関係を初めとする「積み上げ方式」の民間交流をすべて中止した。中国には、日中貿易関係の中止により、中国と経済貿易関係のある日本の企業及び経済界からの岸内閣への非難は一層強まり、それはまた岸内閣への新たな圧力になるであろうという期待があったと思われる。

しかし、中国は日本とのパイプを完全に切断したわけではなかった。両国関係断絶直後の五月一五日、肖方洲中国国際貿易促進会副秘書長は、日本の三三社の代表に会い、日中貿易再開の条件が岸内閣の態度次第であると指摘した。⁽³⁾そして、五月一〇日両国関係断絶の時点から一九五八年年末まで、約一〇〇人くらいの日本人が中国を訪問した。例えば、日本の書道訪中団(五月二一日)、花柳徳兵衛舞踊団(六月一八日)、日中友好協会理事長宮崎世民(六月七日)、社会党議員佐多忠隆(八月一四日)、日中国交回復国民会議訪中団風見章一行三人(九月二八日)、日中友好協会訪中団松本治郎一行二人(九月二九日)、大石日本婦人会会長(一〇月七日)及びその他の政治、経済、文化等の団体が北京を訪れた。「積み上げ方式」の民間交流は中止されたが、実際日本の民間団体などはなお断続的に中国を訪れていた。即ち、交流は一方的なものになってしまったのである。中国はこれらの「友好団体」の訪中を通し、日本の情勢及び最新の動きを把握することができ、中国側の意志を日本へ伝達するパイプをも保持することができた。日中関係再開の条件としての「政治三原則」が佐多忠隆氏の訪中を通じて明らかにされたことはその好例である。

2. 残留日本人送還の打ち切り

このように、日本側民間とのパイプを保持しながら中国は日本の岸政権に対し厳しい姿勢をとり、「打撃」を続けていた。その「打撃」のもう一つの事例としてあげられるのは、中国残留日本人送還の打ち切りであった。中国は、人道問題として残留日本人の引き上げに今まで協力をしてきた。しかし、五八年六月一四日、趙安博中国紅十字会顧問は、日本側引き上げ担当の三団体(日本赤十字社、日本平和連絡委員会、日中友好協会)に対し、岸政府の非友好態度が続く限り、引き上げのみならず、一切の交渉に応じられぬ旨を言明した。⁽⁵⁾そして、七月五日、中国紅十字会は日本の三団体に残留日本人

の引き揚げは第二二次で打ち切る旨を通告した。これによって、七月二三日第二二次引き揚げ船白山丸の舞鶴帰港（帰国者五七九人）をもって引き揚げは一応終了することになった。⁽⁶⁾ 中国は一九五三年三月から五八年七月まで、合計二一回で三四三四二人の残留日本人を日本に送還した。⁽⁷⁾ しかし、今まで人道的な立場で、「日本居留民の帰国を援助する」⁽⁸⁾ という立場で協力してきた中国は、どうして引き揚げを打ち切るまでに至ったのであろうか。

趙安博氏が引き揚げの打ち切りを言明したタイミングを見れば、それはちょうど第二二次岸内閣成立（六月二二日）二日後のことであった。このタイミングは偶然であったかも知れないが、実は、もともと、中国にとって、残留日本人引き揚げ問題への協力は、日中関係改善のためのものであった。一九五〇年夏、李徳全中国紅十字会会長がモナコでの国際赤十字会議で島津忠承日本赤十字会会長と会った時、島津忠承氏から中国残留日本人の状況を知りたいとのことを聞いて、帰国後それを周恩来首相に報告した。その後中国は、この問題を日中関係促進のきっかけとして積極的に対処するようにした。⁽⁹⁾ 一九五二年一月一日、中国は、残留日本人引き揚げ問題に関し、「我が国政府は国に帰りたいと望んでいる日本居留民が日本に帰るのを援助したいという考えを今ままでずっと持つてきた」と、北京放送を通じて表明した。⁽¹⁰⁾ この放送は後に残留日本人引き揚げ交渉のきっかけとなった。中国がこの日本人引き揚げ問題に協力することには、日中関係の改善を通して国交正常化促進の役割が果たされる期待も含まれていた。

しかし、岸内閣のもとで日中国交正常化がすでに不可能なことになってしまったと判断した中国は、当然のこととして「ポスト岸」をねらったのであろう。しかし、現状は中国の期待に反し、総選挙の後、第二二次岸内閣が成立した。このことは中国の日中国交正常化の夢を更に遠のかせた。岸内閣のような「反動政権」に協力することは中国にとって我慢のできないことであり、無意味のことである。また、今までの多数の送還によって、残留日本人の引き揚げは、大方終わると

ころに来ていたので、中国は思いきつてそれを打ち切った。この日本人引き揚げの打ち切りが、また岸内閣への新たな圧力になると中国は期待したのである。

このようにして、日本からの訪問者を除いて対日関係は完全に断絶してしまった。しかし、中国は、「積み上げ方式」の日中関係を多大な努力によってようやく今日まで進展させたのに、この際なぜこのように簡単にそれを潰してしまったのであろうか。中国は、岸内閣のもとで、両国関係の推進ができないばかりか、後退の局面もすでに避けられず、このような政権に徹底的に打撃を加えないと、将来の日中国交正常化はもはや考えられないであろうと判断した。上述のあらゆる強硬措置が、中国対日外交の最終目的の国交正常化に繋がったのである。この点については、かつて中国側の日本担当の重要人物の肖向前（対日交流の中国側の公式の窓口「中国人民外交学会」副秘書長）は次のように指摘した。

「もし中日の友好人士が真正面から反撃しなかったら、アメリカ帝国主義及びそれに追隨する反動勢力は、引き続き日本を抑え、二つの中国の局面を維持するであろう。これは日本の真の独立と中日国交正常化に不利である。長崎国旗事件は一つのきっかけにすぎない。情勢が逆の方向へ変わっていくのは問題の本質である。このような情勢を方向転換させるために思い切った措置をとらなければいけなかったのである。」⁽¹¹⁾

このような見方は、中国の対日交流を中止した根本的な考え方であったといえる。

二 中国の岸政権批判

1. 岸政権批判の主旨

対日関係を中止する一方、中国は岸政権への批判を続けていた。岸政権への高圧政策を保ち、「対日闘争を堅持」することは、この時期の中国対日政策の特徴である。闘争の方法は、主に「人民日報」などのマスコミを利用し、日本国内の諸友好団体と手を結んで岸政権に非難を浴びさせようとするものであった。

注目すべきことは、中国の岸政権批判がどのような政策方針に基づいて行われたのかということである。ここで、その対日批判の政策方針を考えたい。

一九五八年五月両国関係断絶から八月「政治三原則」登場までの間の中国の岸政権に対する批判を総合的に考察すれば、日中貿易関係、日本の「中国敵視」、日本の軍国主義復活などが批判の主な内容であったことは見出せる。五月一日から五ヶ月くらいの間に、記事、一般論述を除いて、中国が発表した日中関係についての中国指導者の重要な談話、社説、評論だけで一八篇以上にのぼり、五七年一年間の一六篇を上回った。¹²⁾なかでも「中国敵視」と軍国主義復活に関連するものが多かった。中国は、岸政権の中国「敵視」を批判する以外に、この時点でどうして日本の軍国主義批判を強めたのであろうか。

この点については、いくつかの理由が考えられる。まず、岸信介氏に対して、中国はもともと根強い不信を持っていたのである。これは岸氏の戦前の経歴にもかかわるものであった。日中関係断絶直後の一九五八年五月一日、「人民日報」は「再び岸信介を駁す」という社説の中で、岸信介氏について以下のように述べた。

「岸信介氏は中国人民を敵視するのは今に始まったのではない。一九三六年当時、岸信介氏は我が国東北人民への圧迫と搾取を担当する偽満州国の高級官僚であり、我が国東北地方侵略の日本関東軍と深い関係を持っていた。一九四一年一〇月、日本帝国主義が太平洋侵略戦争を起こした元凶の東条英機が内閣を組織する際、岸信介氏が商工大臣として入閣し、後に東条内閣の軍需省の軍需次官に転任した。岸信介氏が日本で一番侵略的色彩のある関東軍に追隨した結果は、自分の身を持ち崩し名誉が地に落ちただけではなく、日本人民にも深い災難をもたらした。しかし、岸信介氏はこの中から教訓を学び取らなかった。時がまだあまり経っていないのに、現在、彼はアメリカに追隨することと日本軍国主義復活の古い道から、日本の独占資本の投資先を見つけ出そうとしている。まさに山河は変えられるが人間の天性は容易に変えられないということがいえるであろう。」

この社説には中国の岸信介に対しての不信感がよく現れている。中国は岸政権のもとで、日本が再軍備、即ち「軍国主義」への道へ進んでいるのではないかという不安を抱いていた。日本の軍国主義の復活に対し、中国は戦前その侵略を受けた経験から危惧し、しかもこの危惧は戦後ずっと存在している。一九五〇年の『中ソ友好同盟互助条約』に、「日本帝国主義の復活及び日本国の侵略」を防ぐための内容が書き込まれたことは、アメリカに対抗する立場からの意味が含まれているが、将来日本の再起に対しての注意も払っていた。その後中国はたびたび日本軍国主義の復活に対する批判を行った。例えば五五年二月二六日の「人民日報」の社説は、「中国人民は長い間日本軍国主義の侵略を受けていたので、日本の軍国主義復活の問題に注目し、防止しなければならぬ」と述べた。五〇年代、冷戦の時代とはいえ、朝鮮半島での米中間の戦いが行われた後、中国は、今後何時かまたアメリカと戦う可能性があると思定してきた。このような厳しい米中

対立の最中に、もし再軍備される日本がアメリカの中国包囲網に組み込まれ、中国が更に不利な状態にさせられるであろう。「日本は今日まだアメリカの半占領下の状態にあるので、このような状況下で作られた日本の軍備は、アメリカの侵略の道具にならないとはいえない」と中国は心配した。⁽¹³⁾一九五八年七月七日の「人民日報」は日本の軍備について以下のように述べた。

「軍事上、日本の現在所有の軍備はすでにヒトラー登場前のドイツの軍備を上回った。アメリカの支持のもとで、日本はすでに核兵器の発射と輸送の装備を導入した。日本の軍事産業はすでに完全に回復し、生産能力は戦前より上回った。アメリカは日本における軍事基地網をすでに完成させ、いつでもアメリカの核兵器戦争にそれを使えるように用意した。」

こうして、中国は岸政権のもとで日本の再軍備への警戒をいっそう強めた。岸政権のもとで日本を再軍備の道に走らせないようにすることは中国の油断できないところである。そこで、日本再軍備防止の手段として、中国はマスコミを利用し、日本国内の諸友好、平和団体などと手を結んで、軍国主義批判を含む岸政権批判のキャンペーンを行なったのである。中国の岸政権への批判は、軍国主義に関するものだけではなく、台湾問題、即ち日本の「アメリカ追随」の台湾政策も批判の対象となっていた。

台湾問題は、アメリカと深いかわりがあった。アメリカは、一九五〇年の朝鮮戦争の勃発をきっかけに中国の台湾解放を阻止するため、台湾海峡に米軍を派遣した。一九五四年、アメリカは台湾と相互防衛条約も締結した。しかし、アメ

リカは朝鮮戦争で中国と戦った経験から、想定される中国の台湾解放時の軍事衝突に巻き込まれなくなかった。故に、アメリカは「台湾独立」とか、「二つの中国」をたびたび唱えた。しかし、中国は台湾の解放を目指し、台湾を絶対に手放したくなく、「台湾独立」と「二つの中国」論調に強く反対している。そして、中国は、アメリカの台湾政策がただ「台湾独立」或いは「二つの中国」というものだけではないと見て、アメリカが台湾を利用し中国への「封じ込め」政策及びアメリカのアジア戦略に奉仕するものと見なした。この点について、一九五八年一月二五日、周恩来は各国駐中国使節を前に次のように述べた。

「問題の焦点は、アメリカが台湾を掌握し、極東地域で緊張情勢を作ろうとすることである。新中国は必ず世界の大多数の国家に承認される。これは不可避の趨勢である。中国は存在し発展しているからである。しかも永遠に存在し、発展していく。アメリカはこの日が到来する前に、「二つの中国」を作り、台湾を掌握しておきたい⁽¹⁴⁾」

台湾解放は、中国の確固たる政策である。「台湾独立」或いは「二つの中国」という論調は中国にとって絶対に呑めないものである。故に、日本の岸首相の台湾に関する言論に対し、中国は容認できず厳しく批判していた。例えば、五八年六月二五日の「人民日報」は「中日文化往来への影響は不可避」と題する社説の中で、「岸政権がその誤りを根本的に正さず、しかも続けて中国人民を敵視し、『二つの中国』を作り、日中両国関係正常化を阻止した状況のもとでは、日中両国民間の文化友好往来は重大な影響をうけざるを得ない」と述べた。即ち、中国は、「中国敵視」と「二つの中国」論を唱える岸政権の対中国政策と闘争するために、経済関係断絶だけではなく、日本との文化などの友好交流も断絶しない

わけにはいかなかったのである。ここに、中国の断固とした決意が現れている。

七月七日、「人民日報」の社説は再び「日本の独占資本グループとこのグループの利益を代表する岸信介政府は、過去の中国侵略のはなはだ大きな罪悪を少しも反省しないばかりか、アメリカに追随し、中国に「敵視」の態度をとり、積極的に「二つの中国」の陰謀を作り、中日両国関係正常化の回復を極力阻止しようとした」と批判した。

これらの岸政権批判の中身をまとめてみれば、この時期の中国の日本政策の根本的なものが見えてくる。即ち、第一、中国は、岸信介のような日本政府要人の中国に関する言論に敏感に反応し、日中間の歴史問題と絡んで日本軍国主義の復活を常に警戒し、日本の軍国主義の再起を防止するため、常に批判の手段を以て対日「闘争」を堅持していた。第二、中国の対日政策は、ただ日中両国関係の枠にとどまらず、より大きな範囲の中で、対米戦略、更に中国のアジア太平洋地域における対外戦略の中で日中関係を取り扱っていたのである。中国の岸政権への批判も、このような中国対外戦略の枠組みの中で行われたものである。日本の再軍備を防止すること、「二つの中国」作りを阻止することは、中国の岸政権批判の重要な目的であり、しかも対日戦略の基本的政策方針であった。この二つの問題は、中国にとって最優先の課題であり、それを貫くことは中国の岸政権批判の基本的要因であったことが指摘できる。

2. 中国対日認識の限界

しかし、中国は、岸政権の中国政策を十分に認識できたのであろうか。例えば、岸はどうして中国「敵視」や反共的な発言をしたのか、単にイデオロギー的な問題によるものであったのであろうか。岸の発言はあくまでも中国「敵視」のものであったのであろうか。ここでこれらの問題を考えたい。

中国が、岸政権に反感を持ち始めたのは、一九五七年五、六月岸が台湾、東南アジア及びアメリカ訪問以後のことであった。これらの訪問地での彼の露骨な「反共」、「反中国」的発言は、中国の反発を買った。例えば、岸は蒋介石との会談で、「中国大陆は現在不幸にして、共産主義に支配されており、中華民國が困難な状況にあることは同情に耐えない」。また「大陸を回復するとすれば、私としては非常に結構である⁽¹⁵⁾」と述べた。そして、アメリカ訪問中において、「新しい独立した(アジア)諸国では、不安定、貧困及び欠乏から脱せんものと非常な焦燥を感じている。そこに共産主義、とくに中国共産主義が自らの道こそ進歩への近道なりと宣伝するゆえんがある⁽¹⁶⁾」と名指して中国を非難した。これらの発言は、中国を強く刺激した。岸はなぜこのような発言をしたのか。古川万太郎氏の研究によれば、「岸は主観的に、中国と貿易を拡大させていく上で台湾を刺激しないため、蒋介石にリップサービスしておくつもりだったのかも知れない」。しかし、そのようなことは賢明であろうか。「もしかりに岸がそのような感覚でこうした重大発言を行ったとすれば、総理としての識見を疑われるだけである⁽¹⁷⁾」。

そして、アメリカ訪問中の岸の共産中国の脅威についての演説のような発言は、岸個人の反共的イデオロギーの立場に由来する以外に、考えられるのは、訪米に際して、日本が自由主義陣営の一員であり、アメリカの「忠実な協力者」というイメージをアメリカに与えようとするものであった。もとより、岸は向米一辺倒のような人物ではなかった。岸内閣成立前の鳩山内閣及び石橋内閣が対米「自主」路線を唱えていたことを鑑み、岸はこのような反共的な印象付けは日米交渉に必要であると考えたようである。中共貿易については、国内の積極的な動きもあり、岸は反対はしなかったが、アメリカの了解を得なければならぬと考えた。そのため、岸は、プレスセンターにおける演説の中で、次のように本音をもらした。

「世界貿易の現実に照らしてみても、日本の経済自立は対米貿易のみに依存して達成されるものだろうか。否、日本は他の市場、即ち将来貿易上の発展の余地ある東南アジアに目を向けなければならぬのである。更にまた中共市場がある。率直に申して、日本では自由世界の安全を危険に陥れることなくして、中共貿易を増大しうると考えられている。」⁽¹⁸⁾

しかし、中共との貿易は、アメリカ及び台湾からの反発が予想され、岸はその弁護に努めていた。「日本が中共貿易を増加せんとするのは、経済的必要以外のなんの理由もない。中共承認問題については、日本は国連の枠内においてのみ行動する所存である。」と強調し、アメリカ及び台湾に安心を与える為に、更に「日本は自由世界の忠実な一員として、中共に対する戦略物資の輸出に課せられた国際的な制限を従来も遵守してきたし、将来も同じく忠実にこれを実行するつもりである。」⁽¹⁹⁾と述べた。

要するに、岸の中国「敵視」の発言は、目的のある発言であつたといえる。実は、岸が、政界復帰以後、ずっと中国を「敵視」したわけではなかつた。五五年五月東京での第三次日中民間貿易協定調印後、中国代表団主催の帰国前の謝礼宴会に岸（当時民主党政幹事長担当）が出席した。席上、代表団副秘書長の孫平化に「満州国」時代の記憶の話もした。⁽²⁰⁾この時の岸は、中国「敵視」のような姿勢は特になかつた。そして、一九五六年三月、岸、中村梅吉等五名の議員は、「政府は昨今の国際情勢緩和の情況に即応して、日中貿易促進のため、この際ココム制限の緩和に努め、日中貿易の促進と発展のために最善の方途を講ずるべきである」という内容の「日中貿易促進に関する決議」案を国会に提出し、可決されたこと

もある。⁽²¹⁾

しかし、岸の中国貿易に対する積極的な一面は、その後目立った彼自身の中国「敵視」の言論に覆われていた。「敵視」のイメージが刻まれた後、中国貿易の積極的な一面があったとしても、その貿易の真意が「政経分離」の目的ではないかと中国に疑われた。その後、中国の目に映った岸内閣の対中貿易政策は、より「反動的」なものとなり、貿易妨害のものになってしまった。この点が、五七年七月三〇日の人民日報の社説にはよく現れていた。

「日本政府は中日関係の友好を増進し国交の正常化の早期実現をはかることをしなかつた。それどころか岸首相は日中間の第四次貿易協定の締結、通商代表部の設置、日本で中国の商品見本市を開くこと、日中支払協定を結ぶことなどの問題の解決を妨害したばかりでなく、……禁輸問題では、西側の一部の国家が中国に対する貿易制限を撤廃しようとしている現在、しかも日本国民も貿易制限の撤廃を要求しているにもかかわらず、岸内閣はかえっていわゆる調停役を演じ、折衷の態度をとり、アメリカの利益を守ろうとしている。これは実質的に中国に対する貿易制限の政策を続けようとするものである。」

これは、中国の目に映された岸政権の中国貿易政策というものである。このような認識が中国の岸政権に対する批判の重要な理論根拠になっていたのである。

しかし、このような中国「敵視」や反共的発言や中国貿易妨害など岸政権の中国政策に対する中国側の批判を総合的に分析してみると、この時期の日本に関する認識の限界が浮彫になってくる。即ち、中国が、岸の中国「敵視」などの発言

を過大視したという問題である。岸の発言が、「中国を誹謗してアメリカの機嫌をとりアメリカから援助をもらって再武装をし軍国主義を復活しようとしている」と中国は疑っているが、岸の中共との貿易を拡大する為の下地というところまで認識できなかった。かりにその認識ができたとしても、それは単に中国が常に反対している「政経分離」のものではないかという認識にとどまったのである。このような認識の限界があったからこそ、岸信介に対する反感及び反発は、両国関係変化の成り行きに伴い、ますます強くなっていったのである。

中国の日本に関する認識の限界には、もう一つの側面があった。それは日本の「軍国主義」に関するものであった。日本の軍備の増強や岸内閣の強烈な反共的姿勢は、中国の目には軍国主義を復活せんとしたものに映った。ここでの「軍国主義」という表現は、「果たして理論的に厳密な意味があったかどうかはなほ疑問がもたれる」⁽²²⁾にもかかわらず、中国は、戦前の日本軍国主義に対しての恐怖及び警戒を抱いているので、たびたび日本軍国主義批判のキャンペーンを起し、予防的措置をとっていた。戦後、中国の日本軍国主義に対する批判は、吉田内閣、岸内閣と佐藤内閣の時においてそれぞれピークに達した。しかし、日本に本当に軍国主義が復活されたのであろうか。中国政府及びマスコミが絶えず日本の軍国主義批判の宣伝をしている時代に、実は否定の見解を持つ人もいた。一九六四年、肖向前は、仕事の関係で日本に一〇〇日余り滞在し、帰国後日本について次のような旨の観察報告書を書いた。

「中国やアジアの人々は、日本の軍国主義復活にとっても警戒心を抱いていたが、日本人は大きく変わり中国とアジアはそれにもまして大きな変化を遂げたから、第二次大戦前のように日本が東アジアでひとり覇を唱えようとして⁽²³⁾ももはや不可能となっていた。」

中国の日本軍国主義復活の議論に対し、これが最初の異なる意見であったろう。しかし、当時の中国国内の政治情勢下では、肖向前はこれ以上鮮明に主張することはできなかった。彼の回顧によれば、それには次のようなわけがあった。

「私の報告書は、これ（軍国主義復活の不可能——筆者注）について説明を加えたものの、十分に明確ではなかった。今から思えば、大胆に書けなかったのは、私の研究水準が高くなり、軍国主義反対が叫ばれる中で、より多くの理由や根拠をあげて自分の考えを説明することができなかったからである。仲間とうちわで論じあう時は議論できたが、上層部にはとても報告できなかった。ほどなく日本の右翼の一部が騒ぎ立てたことから、「人民日報」が数度にわたって「日本軍国主義の野心は死なず」と非難し始めると、こんな議論さえもしなくなった。実は、一部軍国主義分子の野心が死んでいないことが、すぐに軍国主義の復活に繋がるとは限らない。批判することは時には必要だとしても、あまり強調しすぎると現実から離れるようになる。⁽²⁴⁾」

当時では、このような議論は少なかった。あつたとしても、上層部には伝えられる可能性はほとんどなかった。「知日」的な人物、しかも中国の「日本担当」グループの重要メンバーである肖向前のような人であっても、中国の対日政策に何らかの個人的意見を述べることができず、かえって「人民日報」のような党の代弁者の議論に圧倒された。そのこともまた、中国対日政策決定のプロセスにおけるもう一つの限界であったといえる。

三 新対日政策としての「政治三原則」

1. 「政治三原則」の登場

岸政権への批判が進められているうちに、中国の新しい対日政策は徐々に明らかになっていった。それは日中関係再開の条件としての「政治三原則」である。

「政治三原則」は、一九五八年八佐多忠隆社会党議員の訪中で明らかにされたものである。しかし、実は中国において「政治三原則」の内容が確立されたのはその二ヶ月前のことであった。⁽²⁵⁾ その最初の示唆は、六月一日楊煜中国漁業協会主任から平塚常次郎日中漁業協議会会長宛の通告電報であった。当電報は、日中関係断絶の状態において、「中日民間漁業協定の延長問題」が考えられないことを通告した上で、「中日両国の戦争状態がまだ終わっておらず、両国の正常関係がまだ回復していない状況下で、もし友好関係の増進を基礎とするのでなければ、中日両国の民間漁業協定は、そもそも締結できるものではない。今後もし岸政府が中国に対する態度を改めず、二つの中国を作る陰謀を続け、中日両国の正常関係の回復を引き続き妨げるならば、中日両国の民間漁業協定を締結する問題も考慮できないことである」と述べた。⁽²⁶⁾

当電報の「中国に対する態度を改めず、二つの中国を作る陰謀を続け、中日両国の正常関係の回復を引き続き妨げる」ことのないような対中国政策を求めるといった内容は、後に明らかにされた「政治三原則」の内容と一致するものであり、「政治三原則」の雛形であった。日中関係の再開については、中国はこの時点ですでにその基本の方針を立てたのである。

当電報が発せられた頃は、ちょうど日中両国関係が断絶されてから一ヶ月後の時点であった。この時、日本側は、日中両国間の色々な交流の中止、中国側からの岸政権への批判、中国の批判に対する岸内閣及び自民党からの反発、日中関係

打開に関する様々な集会やデモなどの動きに注意を引きつけられていたので、中国側から提示された日中関係再開の条件の示唆はほとんど注目されていなかった。

同じような示唆は、六月二五日の「人民日報」に再び現れた。この日の社説は「中日両国人民は相互間の文化友好往来発展の願望を実現するために、岸政権の中国人民敵視、『二つの中国』作りと中日両国関係正常化阻止の陰謀と徹底的に闘争をしなければならぬ」と指摘した。更に、七月七日、廖承志、趙安博らは第二二次引き揚げ乗船代表宮崎世民日中友好協会理事長との会談の際、改めて「中国を敵視しない、『二つの中国』を作らない、中日国交正常化を妨げない」というものを明示した。⁽²⁷⁾しかし、この時日本国内ではなおこの中国の確固たる新しい対日政策を十分に認識できなかった。

日中関係断絶以後、日本の多くの団体が日中両国関係の打開策を探ろうとした。中でも社会党はもともと積極的に動き出した。関係断絶直後の五月一日、社会党は「日中両国関係に極めて憂慮すべき事態であり、政府の責任を追及する」とし、日中関係の打開策として社会党代表団を中国へ派遣する用意の声明を発表した。⁽²⁸⁾七月二八日、社会党の佐多忠隆参議院議員が中国へ赴いた。

八月一四日、北京では、佐多氏との会談において、中国側代表者の廖承志、趙安博、肖向前らは「政治三原則」を更に明確に提示し、その内容も更に充実させた。この「政治三原則」を含めた日中関係打開の案は、佐多氏帰国後の報告書によって明らかにされた。長文ではあるが、要点は次の通りである。

「中絶関係打開の為の処置」

岸政府（日本政府）は公然と次の態度を決め、これを保証すること。

1・直ちに中国を敵視する言動と行動を停止し、再びくり返さないこと。

2・『二つの中国』をつくる陰謀を停止すること

3・中日両国の正常関係の回復を妨げないこと。

4・長崎国旗事件に関して岸政府は三つの処置をとるべきこと。

①岸政府は正式に政府代表を現地現場に派遣して再びわれわれの国旗をそこにかかげること。

②国旗事件の関某は中華人民共和国の国旗を侮辱した罪によってそれにふさわしい罰をうけねばならぬ。

③長崎事件を惹起した点で岸政府は中国に対し謝罪の意を表する正式代表を北京に派遣すること。

5・『二つの中国』をつくる陰謀停止の証明のために次のような声明をすべきこと。その声明は文字通りなされ、一字もかけてはならない。

『日本政府は中華人民共和国と正常な関係の回復を念願し、そのために努力する』

以上の五つが先決条件である。これが完全に履行されてから第6に入る。

6・以上のことが完全に履行されてから日本政府は代表団を北京に派遣して今後の問題について話し合うことができ(29)る。代表団の形式、人数は日本政府が決定する。』

この日中関係打開案の中核とした1、2、3項目は、後に「政治三原則」と呼ばれるものになった。「政治三原則」はこのように登場し、その後日中国交正常化実現までの長い間両国関係を規律するものとなった。

2. 「政治三原則」の検証

ここで次のことに注目したい。中国はなぜこの時「政治三原則」を初めとする両国関係の打開案（以下「打開案」と略）を打ち出したのであろうか。「打開案」の目的は何であったのであろうか。これに関していくつかの疑問が浮かぶ。第一に、上述の日中関係の「打開案」は、日本側が受け入れれば「岸政府の自殺行為ともなりかねない」⁽³⁰⁾ものである。岸政権がそれを受け入れる可能性はないのは明白なことであった。にもかかわらず中国はこの案を提示した。この案を示したと自身には何らかの意味が含まれているのであろうか。第二に、五八年五月二二日の総選挙では、自民党は二八七議席（追加公認を含め二九八、解散前は二九〇）を獲得し大勝した。一方、社会党は選挙において議席の過半数の候補者を擁立し、積極的に取り組んでより多くの議席増を期待したが、結局議席を少し増やしたにとどまり、一六六議席（解散前一五八）しか得られず、期待通りに勝利を収められなかった。逆に自民党は、五五年体制下のこの最初の総選挙を通し、長期政権の基盤を固めた。自民党の勝利及び六月一二日の第二次岸内閣の成立が、中国にとって不愉快のことであったとはいえない。日本の現実的政治情勢を前に、今後日本政府の代表者が同じく岸政権である以上、中国は岸政権を相手にしなければならぬのである。岸政権のもとで、両国関係の改善が考えられないとしても、両国関係をこれ以上更に悪化させる必要もない。長期的な視点で見れば、この時点でこのような「打開案」を示すことには、国交正常化を有利な方向へと向かわせるプラスの役割があるかどうかという問題はある。即ち、この打開案の明示により、両国関係を更に複雑にさせる恐れがないとはいえない。しかし、中国はこれを考慮せず、当案を示したのである。これはいったいどういう方針に基づいて行われたのであろうか。第三に、中国の立場で考えたら、日本に対するあらゆる交流を中止したと岸政権への批判によって、岸政権への「打撃」の目的が、日中関係断絶三ヶ月後のこの時点において、すでにある程度達成されたといえる。今

まで中国と貿易していた商社は、ほとんど中国にとっての友好商社であった。日中関係の断絶は実はこれらの会社に大きな損害をもたらした。これらの友好商社に対して、中国は何らかの措置をとるべきである。岸政権への打撃がすでに行われていたので、日本の友好商社の希望に応じてできるだけ早いうちに適当な措置をとることは当然のことである。しかし、この頃、中国の対日政策には何らの柔軟性も見えず、日本に対し、中国は引き続き強硬な態度をとっていた。いつたい中国はどのような考え方に基づいて対日政策を展開したのであるうか。

上述の問題をまとめていえば、「政治三原則」を初めとする両国関係の打開案がこの時点で登場した要因は何であったのかということである。ここで、この問題を検討したい。まず、「打開案」と岸政権へのいわゆる「打撃」との関係について考えよう。先に述べたように、この案が最初示されたのは、六月一日、楊煜中国漁業協会主任から平塚常次郎日中漁業協議会会長宛の通告電報であった。もともと、中国は、漁業協定などを含め、様々な民間交流と日中国交正常化促進の目的をセットとして考えたのである。従って、漁業協定延長の拒否は、「積み上げ方式」の様々な交流の中止と同様に、岸政権「打撃」の一環として行われたのである。この際、中国は、あらゆる措置をとり、岸政権にできる限りの「打撃」を加えようとした。なぜ中国はこのような政策をとったのであろうか。その要因は、岸の中国「敵視」の態度に対する憤怒がたまっていることに由来するものであった。「中国人民はこうした挑発行為に対してきわめて大きな怒りを感じないわけにはいかない⁽³¹⁾」という陳毅副首相兼外交部長（外務大臣相当）の五八年五月九日の談話は、その憤怒をもらし、中国の当時の心境を表した。長崎国旗事件の処理において、日本の不手際があり、中国は自分が主権国家として扱われなかったと受け止め、更に「侮辱感」を持っていた。従って、「中国を『敵視』する岸内閣の態度がすでに我慢できないところまで来ている⁽³²⁾」。このような感情的要素に絡み合い、中国は岸政権に強烈な「打撃」を与えないと晴らせないような状態

にあった。「打開案」のような対日強硬政策がこのような背景に基づき生まれたのである。この面から見れば、「政治三原則」を初めとする「打開案」が岸政権への「打撃」の一環であったことが指摘できる。

次に、「打開案」の内容を考えたい。「打開案」の内容をまとめてみれば、中国は岸政権に対して「三つのノー」を要求したのである。即ち、①中国を敵視しない、②「二つの中国」を作らない、③日中国交正常化を妨げない、ということである。長崎国旗事件の処置の方法をまとめていえば、それは「三つの要求」である。即ち、①国旗掲揚の復活、②当事者の懲罰、③中国への謝罪、というものである。しかし、岸政権がそれを受け入れる可能性は明白になかったのに、中国はどうしてこのようなものを示したのであろうか。興味深いのは、この「三つのノー」と「三つの要求」の中身を見ると、戦前日本が中国に強要した数多くの協定などが想起させられる。上述の中国側の「打開案」の内容は、それらの協定の内容によく似ている。例えば、一九三七年七月、日中両国を全面的戦争に導いた「盧溝橋事件」勃発後、日本の中国駐屯軍司令部は、中国側に次のようなことを要求した。

- 「1・共産党の策動を徹底的に弾圧する。
- 2・排日的な要人を罷免する。
- 3・排日的な色彩のある中央系機関を冀察（河北・チャハル）から撤退させる。
- 4・藍衣社・CC団など排日団体を冀察から撤退させる。
- 5・排日言論やその宣伝機関、及び学生、民衆の運動を取り締まる。
- 6・学校と軍隊内における排日教育を取り締まる。

7. 北平の警備は保安隊が担任し、中国軍隊は城外へ撤退する。⁽³³⁾

これには、「打開案」の「政治三原則」及び国旗事件の処置方法の内容と比べたら、似ているところがはつきり現れてくる。例えば「排日」活動の中止や、当事者への「懲罰」や、「敵視」言論の中止などはそれである。仮説ではあるが、これは、中国が岸政権のような「帝国主義」的な「反動政権」に「打撃」を加えると同時に、戦前日本の中国に対したやり方を日本に仕返しようとするのではないかと思われる。中国が、岸政権の対中国政策を「帝国主義」のものに見なしているので、帝国主義の反動政権に報復することは「革命時代」の中国においては不思議なことではなかった。一九五八年五月九日中国の陳毅外交部長の長崎国旗事件についての談話は、中国の岸政権に対する見方を浮き彫りにしている。

「かつて日本政府は帝国主義の態度で中国とつきあい、中国人民の重大な打撃に出会い、ついに徹底的な破産を喫した。今日、中国人民はすでに立ち上がっており、岸内閣が帝国主義的な態度で再び中国に向かうということは⁽³⁴⁾、そう通用しないばかりか、必ず自ら損害を招くであろう。」

この談話は、この時の岸政権に対する中国の「闘争」的立場を表している。即ち、戦前、岸信介は中国侵略の一役を担っていたが、戦後、中国に対して、また戦前の日本帝国主義と同じような態度をとっている。戦前の日本帝国主義は中国に無理な要求をしていたが、現在、立ち上がった中国は「目には目を、歯には歯を」ということわざのように「反動的」な岸政権に報復すべきではないか、ということである。「必ず自ら損害を招く」というのは、中国からの反撃も含まれるで

あろう。もしこの仮説が成立すれば、「打開案」の中の「政治三原則」及び長崎国旗事件の処置方法が出された要因をいっそう理解しやすくなるのであろう。

更に、中国の対日経済政策について考えてみよう。五〇年代、中国は「極左」(急進的政治情勢)路線をとっているので、経済より政治優先の方針を貫いた。国内においても、対外関係においても、政治特にイデオロギー問題にかかわることは絶対優先的に取り扱われた。対外関係では、朝鮮戦争、第一次、第二次台湾海峡危機などの重大事件は、いずれも国内経済状況無視の強硬行動として行われた。日本に対しての貿易交流は、経済の発展を主要目的として最初から位置づけられず、上述の五八年六月一日の電報が示したように、それは日中国交正常化の為のものであった。従って、両国関係の断絶は、中国にとって損害になるとはあまり考えていなかった。たとえ経済的な損害が出てきても、政治は経済利益に左右されるべきではない。この理念が当時では支配的であった。しかし、中国の経済利益が無視されても良かったのに対照し、日本側の中国と貿易している中小企業は大きな損害を受けて苦しい状態にさせられた。両国関係の早急な打開は日本の中小企業の期待であった。しかし、日本側では、すでに決定された中国の日本政策に対し、十分に理解できなかった⁽³⁵⁾ので、多くの団体が中国を訪問したく、打開策を探ってみようとした。この動きは北京駐在の西園寺公一の反対に遭った。五月二七日、西園寺公一氏が日中貿易促進議員連盟、日本輸出入組合、日本国際貿易促進協会、日中貿易促進会、アジア通信へ次のような電報を打った。

「総選挙後日中貿易に関する中国側の態度が緩和されるだろうという考え方が日本側にあるようだが、そういう見通しは誤りである。

人民日報に掲載された陳毅外交部長談話の考え方に変更はない。

局面打開のため、代表団を派遣しようという意向が各方面にあると聞くが、漠然と話し合う積もりでは、かえって逆効果の恐れがある。

要するに日本政府の政策が友好的に転換しない限り貿易の再開は不可能である。⁽³⁶⁾

この電報が指摘したように、「日本政府の政策が友好的に転換しない限り貿易の再開は不可能」ということは、中国の基本的対日政策であり、「打開案」の中核とした「政治三原則」の根本的な目的である。「中国を敵視しない、『二つの中国』を作らない、中日国交正常化を妨げない」という中国の定めた対日政策は、その後、再三示され、自身は一致するものであり、変化はなかった。このような状態で、日本の団体が中国へ打開策を探ろうとしても意味がなく、「かえって逆効果」になるかも知れない。ここの「逆効果」は何を指すのであろうか。両国貿易は、日本側が求めるものであり、日本がこの貿易を通じて経済利益を吸い取ろうとするものであるという認識を中国にこれ以上持たせたら、「逆効果」になるのではないかということと思われる。日本側では、第二次岸内閣以後、中国の対日政策は変わるかも知れないという推測があったが、中国では、岸政権に何らの期待も持たず、ポスト岸を狙っていたのである。従って、両国関係断絶三ヶ月後においても、中国は依然として岸政権と対決する姿勢をとり、柔軟な政策をとろうとはしなかった。政治優先路線のもとで、日本の中小企業の損害があったとしても、仕方がないことである。日本の中小企業の利益を保障する為に、岸政権との闘争を犠牲にするわけにはいかない。従って、日本の中小企業への配慮は、ポスト岸を待たねばならなかった。六〇年代以後池田内閣時の「配慮貿易」はそのためのものであった。

おわりに

一九五八年五月日中関係断絶以後、両国関係は戦後最悪の時期を迎えた。その後の「政治三原則」の登場は、中国の対日政策の大きな転換点であり、日中交流のあり方の転換点でもあった。

「積み上げ方式」の中止は、岸政権「打撃」の一環として、貿易、文化などあらゆる対日交流の分野にわたって実施され、中国残留日本人送還の打ち切りにまで影響した。そして、中国が、日本側の友好商社の期待を配慮せず、「政治三原則」のような対日強硬政策を優先させたことは、中国の「革命外交」及び「闘争外交」という外交スタイルの現れであり、政治は経済より優先に扱うべきであるとの認識に由来したものである。

中国の岸政権への批判は、日本の「軍国主義復活」に対する防止策である。アメリカの中国「封じ込め」政策を前に、日米同盟の一端に当たる日本を再軍備の道へ走らせないことは中国の対米戦略の必要でもあった。そして、岸政権批判のもう一つの重要内容としての台湾問題、例えば「二つの中国」論の非難は、将来における台湾解放のための不可欠な世論宣伝、少なくとも台湾を独立させる国際環境を形成させないという戦略が含まれていた。即ち、中国の対日政策は、ただ両国関係の枠組みに止まらず、より大きな国際政治の枠組みの中で形成され、歴史問題、台湾問題及びアメリカの対中国政策と関わりながら展開されていた。これは中国対日政策の一大特徴である。しかし、過度の軍国主義批判は、中国の対日政策の決定における対日認識の限界と対日政策決定の過程における情報不足の問題も露呈した

「政治三原則」は、中国の対日強硬政策の現れであったが、注目すべきことは、この段階では、中国の対外強硬政策は、日本にだけ向けられたものではなく、台湾地域、アメリカ、ソ連にも向けて展開されていた。最も顕著な例は、八月下旬、

日中関係断絶三カ月後発生した「第二次台湾危機」であった。

しかし、日本政府にとつては、サンフランシスコ平和条約と日米安保条約の枠組みの中で、中国問題を対処する「政経分離」という立て前がある限り、日中関係の推進は、当時において考えられないものであった。故に、一九五八年九月一日、自民党は、「政治三原則」に関する佐多報告書に遺憾の意を示し、「政治三原則」を拒否したのである。

にもかかわらず、「政治三原則」は、その後の日中関係に大きな影響を与え、一九七二年両国国交正常化の実現まで、中国の対日政策の基本方針になった。「政治三原則」の中の第一点の「中国敵視」問題及び第二点の「国交正常化を妨げない」問題は、国交正常化実現の時点から問題とならなくなかった。しかし、第三の「二つの中国」の問題、即ち台湾問題は、なお時々両国関係にトラブルを引き起こす火種として存在している。そして、中国の岸政権批判キャンペーンの一つの重要内容としての軍国主義批判は、両国国交正常化以後においても、なおその余韻が時々耳にされている。軍国主義の「復活」に対する警戒、またその予防策としての軍国主義批判は、戦後中国対日政策の中の一つの一貫した方針であったのである。佐藤内閣の時の軍国主義批判と一九八二年の教科書問題をめぐる日本批判は、いずれもそれにかかわるものであった。一九九八年一月江沢民国家主席が訪日時に強調した「歴史認識」は、同様に軍国主義批判の延長線上のものであった。ここに、戦後日中両国間の若干の摩擦及び問題点の一つの共通的要因が見出される。

「政治三原則」の登場はすでに四〇数年間を経たが、一九五〇年代末期の中国対日強硬政策に関する検討は、その後の中国対日政策、また、日中両国関係のあり方への理解に助けとなるものである。

《注》

- (1) 一九五八年五月一〇日から一九六二年二月までの間の「人民日報」の報道に基づいて筆者が調べたもの
- (2) 『当代中国』叢書編集部編『当代中国对外贸易』(当代中国出版社、一九九二年)三七一頁。日本税関の統計には香港経由の少数の「配慮貿易」が含まれるので、中国側の統計とは多少異なるところがある。
- (3) 一九五八年五月一六日「人民日報」記事。
- (4) 趙安博氏は実は中国政府において廖承志に次ぐNo.2の日本問題担当グループの主要人物であった。
- (5) 田桓主編『戦後中日関係年表』一九四五—一九九三(中国社会科学出版社、一九九四年)一一二頁。
- (6) 霞山会編『外務省アジア局中国課監修』日中関係基本資料集一九四九—一九六九(日中関係事項年表)(財団法人霞山会、昭和四五年)三六一頁。
- (7) 中国政府の公式発表の数字はない。筆者が当時の「人民日報」の各回の報道に基づいて統計したもの。
- (8) 一九五二年二月一日、「残留日本人の引き揚げ問題に関する北京放送」。田桓前掲『戦後中日関係文献集』一九四五—一九七〇、一四〇頁。
- (9) 王俊彦『大外交家周恩来』(上)(経済日報出版社、一九九八年)二〇五頁。
- (10) 田桓、前掲『戦後中日関係文献集』一九四五—一九七〇、一四〇頁。
- (11) 肖向前「中日世代友好のために奮闘する」王殊、肖向前「不尋常の交渉」(江蘇人民出版社、一九九四年)二〇二—二〇三頁。
- (12) この間の「人民日報」に基づいて筆者が統計したもの。
- (13) 一九五五年二月二六日「人民日報」社説。
- (14) 周恩来「新中国は」二つの中国」を作ることとを反対堅持」中華人民共和国外交部・中共中央文献研究室『周恩来外交文選』(中央文献出版社、一九九〇年)二五三頁。
- (15) 『朝日新聞』一九五七年六月四日。
- (16) 『朝日新聞』一九五七年六月二二日。
- (17) 古川万太郎『日中戦後関係史』(原書房、一九八一年)一四〇頁。

- (18) 『朝日新聞』一九五七年六月二二日。
- (19) 『朝日新聞』一九五七年六月二二日。
- (20) 孫平化『私の履歴書―中国と日本に橋を架けた男』(日本経済新聞社、一九九八年)九〇頁。
- (21) 日中貿易促進議員連盟編『日中関係資料集一九四五―一九六六』(日中貿易促進議員連盟、一九六七年刊)二三三頁。
- (22) 朱建榮『中国の対日関係史における軍国主義批判』近代日本研究会編『戦後外交の形成』(年報・近代日本研究・一六、山川出版社)一九九四年、三〇六頁。
- (23) 王殊、肖向前、前掲『不尋常の交渉』、二三三頁。
- (24) 王殊、肖向前、前掲『不尋常の交渉』、二三四頁。
- (25) 孫平化『中日友好随想録』(世界知識出版社、一九八六年)四七―四八頁。
- (26) 田桓、前掲『戦後中日関係文献集』一九四五―一九七〇』、三三三頁。
- (27) 一九五八年七月八日『人民日報』。
- (28) 一九五八年五月一二日『朝日新聞』。
- (29) 佐多報告書第四部分『日中関係打開に対する中国側の公式見解』霞山会、前掲『日中関係基本資料集一九四九―一九六九』、一四八頁。
- (30) 佐多報告書第四部分『日中関係打開に対する中国側の公式見解』霞山会、前掲『日中関係基本資料集一九四九―一九六九』、一四九頁。
- (31) 陳毅副首相一九五八年五月九日の談話。田桓、前掲『戦後中日関係文献集』一九四五―一九七〇』、三七二頁。
- (32) 陳毅副首相一九五八年五月九日の談話。田桓、前掲『戦後中日関係文献集』一九四五―一九七〇』、三七二頁。
- (33) サンケイ新聞社『蒋介石秘録・下』(サンケイ出版、昭和六〇年)二〇三頁。なお、日本防衛庁研修所戦史部編『大本営海軍部 大東亜戦争開戦経緯(一)』(朝雲出版社、昭和五四年)一六八頁に、次ぎのような記載がある。
- 七月一日 支那駐屯軍司令官 香月清司中将発令
- 中国第二九軍代表張自忠、張瑩榮、我が軍の提示した左記趣旨の停戦案に調印。
- 中国対日強硬政策の一考察(王)

- 一 第二九軍は遺憾の意を表明するとともに責任者を処分し、再発を防止する旨声明する。
- 二 宛平城及び龍王廟に軍をとどめず、保安隊をもって治安の維持に当たる。
- 三 藍衣社・共産党その他の抗日団体の取り締まりを行う。

この調印により、支那駐屯軍司令部は、本事件が一応解決したものと認めて陸軍中央に報告。

(34) 霞山会、前掲『日中関係基本資料集一九四九—一九六九』、一四二頁

(35) 西園寺公一は明治時期西園寺公望元首相の孫。一九五八年一月、アジア太平洋地域平和連絡会副秘書長(日本事務担当)として北京駐在。一九七〇年日本へ帰国。長年間にわたって日中交流に努めていた。

(36) 日中貿易促進議員連盟、前掲『日中関係資料集一九四五—一九六六』、一八八頁。